

令和4年度（2022年度）

環境速報

第207号

令和4年12月13日（火）発行

	目次
◇令和4年度中に施行済・予定の主な環境法令について ○環境基本法関係 ○大気汚染防止法・騒音規制法・振動規制法・水質汚濁防止法・土壤汚染対策法関係 ○廃棄物・リサイクル関連法 ○地球環境関連法 ○その他	1
◇行政情報 ○長野県産業廃棄物情報から（長野県環境部資源循環推進課） ～PCB使用の安定器・汚染物等（高濃度）の処分期限が迫っています！～ ○長野県（建設部）プレスリリースから（長野県建設部砂防課） ～長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例が令和5年1月1日から施行されます～	5
◇省エネコラム 『カーボンニュートラルに向けてⅡ』 中村環境コンサルタント事務所 中村秋男	13
◇知っておきたい環境法規制の基礎知識（第13回） ～アスベスト関連法について～	15
◇環境法令改正情報（令和4年7月15日～令和4年11月）	18
◇医療への負荷軽減にご協力をお願いします 令和4年12月1日長野県産業労働部	22
◇協会からのお知らせ／編集後記	26

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう！ ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



エコアクション21
地域事務局No.001

[エコアクション21地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 Fax：026-228-5872

メール：nasankan@alps.or.jp

ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/

エコアクション21 メール：ea21nasa@nasankan.or.jp

業務専用 ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/

令和4年度（2022年度）化学物質管理関連研修会（オンライン研修会）

☆ 受講者募集中！ 5名程度の受講者を募集します。開催は、確定しています。

1 開催日：令和5年1月25日（水）・26日（木） 両日とも10:00～15:00

*本研修会は、2日間で実施します。（どちらか1日のみの参加はできません。）

2 プログラム すべてオンライン（Zoom）で実施します。

第1日（25日）	内 容
10:00～10:10	ガイダンス 事務局説明
10:10～12:00	午前の講義 ○化学物質規制法の早分かり（最新情報と対応のポイント）序論 ・日本の化学物質規制法 ・EUの化学物質規制法 ・中国、韓国、台湾、アセアン主要国の化学物質規制法 ・中国 RoHS(II)管理規制 ・その他の国の RoHS 法
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） 質疑応答（30分程度）
第2日（26日）	内 容
10:10～12:00	午前の講義 ○管理体制 ・管理の考え方 ・化学物質混入はどのような時に起きるか ○情報伝達 ・顧客要求への対応 ・サプライチェーンマネジメントの進め方
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） ○質疑応答（事前の質問についての）

3. 講師 一般社団法人 産業環境管理協会 技術参与 松浦 徹也 さん

4. 受講料（テキスト代・消費税込み） 当会会員：12,000円 一般：15,000円

5. 申込締切日 令和5年1月10日（月）午後5時（必着のこと）

6. 申し込み方法 当会ホームページ（<http://www.alps.or.jp/nasankan/>）から案内をダウンロードし、

FAX：026-228-5872 メール：nasankan@alps.or.jp 郵送 でお申し込みください。

7. 問い合わせ先 一般社団法人長野県産業環境保全協会事務局 担当：専務理事 古川雅文

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 メール：nasankan@alps.or.jp Fax：026-228-5872

8.主催：長野県産業環境保全協会 後援：長野県 協賛：長野県電子工業技術研究会

令和4年度中に施行済・予定の主な環境法令について

協会ホームページ「環境法令の改正情報」欄に掲載した法令の中から令和4年4月以降12月9日現在で施行済及び令和5年3月末までに施行が確定している主な法令をご紹介します。(出典：当協会ホームページ、環境省報道発表資料等を参照・引用しています。)

なお、詳細な内容は、所管省庁の発表資料で確認してください。

1 環境基本法関係

(1)水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件(令和3年10月環境省告示第62号)

施行：4月1日施行済

概要：別添1人の健康の保護に関する環境基準の六価クロムに関する基準値・測定方法及び別添2生活環境の保全に関する環境基準の項目の大腸菌群に関する基準値等の改正。

(2)地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件(同第63号)

施行：4月1日施行済

概要：別添中の六価クロムに関する基準値・測定方法に関する改正。

2 大気汚染防止法・騒音規制法・振動規制法・水質汚濁防止法・土壌汚染対策法関係

(1)大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第275号)

施行：10月1日施行済

概要：ばい煙発生施設の規制規模要件の改正 大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設に該当するボイラーの規模要件について、電熱面積に関する基準を廃止するとともに、パーナーの有無にかかわらず燃料の燃焼能力に関する基準を適用することとした。(別表第一関係)

(2)騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第346号)

施行：12月1日済

概要：①騒音規制法施行令改正 空気圧縮機のうち、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を特定施設から除外することとした。(別表第一関係) ②振動規制法施行令改正 圧縮機のうち、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を特定施設から除外することとした。(別表第一関係)

(3)一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示(令和4年5月環境省告示第52号)

施行：12月1日施行済

概要：振動規制法施行令別表第一(第一条、第三条関係)第2号(圧縮機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。))の規定に基づき、「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示」を定める。

(4)排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和4年5月環境省令第17号)

施行：7月1日済

概要：附則2及び附則別表の改正。上段：有害物質の種類 「ほう素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の中段(業種その他の区分)、下段(許容限度)に関する改正。

(5) 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和4年3月環境省令第6号）

施行：7月1日済

概要：同規則第23条第2項第2号の届出書に添付する書面に関する変更。

(6) 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令（同7号）

施行：7月1日施行済

概要：汚染土壌処理施設に関する軽微な変更の規定の変更（処理業省令第9条）

3 廃棄物・リサイクル関連法

(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

施行：4月1日施行済

概要：①プラスチック使用製品設計指針 製造事業者等が製品設計等において努めるべき措置に関する指針を策定するとともに、当該指針に適合する設計を主務大臣が認定し、当該設計に基づき製造されたプラスチック使用製品の調達や使用を促進する。②特定プラスチック使用製品の使用の合理化 特定プラスチック使用製品（商品販売やサービスの提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品）の提供事業者がプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のために取り組むべき措置に関する判断の基準を策定し、使用の合理化を求める措置を講じる。③市町村の分別収集・再商品化 容器包装再商品化法の仕組みを活用したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化等により、市町村及び再商品化事業者による効率的な再商品化を可能とする仕組みを導入する。④製造・販売事業者等による自主回収及び再資源化 自ら製造・販売したプラスチック使用製品が使用済となったものについて、製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画を国が認定することで廃棄物処理法の規定による許可を受けずに再資源化を実施できる仕組みを構築する。⑤排出事業者の排出抑制及び再資源化等 排出事業者が排出の抑制や再資源化等の促進のために取り組むべき判断基準を策定するとともに、排出事業者等の再資源化事業計画を国が認定することで廃棄物処理法の規定による許可を受けずに再資源化を実施できる仕組みを構築する。

(2) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（令和4年3月財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）

施行：4月1日施行済

概要：「容器包装リサイクル法」第11条（特定容器利用事業者の再商品化義務）第2項第2号ハ及び第13条（特定包装利用事業者の再商品化義務）第2項第2号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する。

4 地球環境関連法

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）

施行：4月1日施行済

概要：（1）パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設 パリ協定に定める目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定。（2）地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設 地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努める。そして、市町村から、地方公共団体

実行計画に適合していること等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の手續のワンストップ化等の特例※を受けられる。※自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法の関係手續のワンストップサービスや、事業計画の立案段階における環境影響評価法の手續（配慮書）の省略（3）脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等 企業の温室効果ガス排出量に係る算定・報告・公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、これまで開示請求の手續を経なければ開示されなかった事業所ごとの排出量情報について開示請求の手續なしで公表される仕組みとする。また、地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、事業者向けの啓発・広報活動を追加（4）その他 地球温暖化対策の定義の変更等の所要の規定の整備を行う。

(2)地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(令和4年4月環境省令第14号)

施行：4月1日施行済

概要：同法第21条第6項及び7項の規定に基づき、制定するもの。・促進区域の設定に関する環境省令で定める基準・促進区域の設定に関する都道府県の基準の定め方・改正法に伴う条ずれに係る規定の整理その他所要の改正。

(3)地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令

(令和4年3月農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)

施行：4月1日施行済

概要：「再生可能エネルギー電気」、「再生可能エネルギー熱」、「地域脱炭素化促進施設」等の定義、地域脱炭素化促進事業計画に係る認定、計画書記載事項等が定められた。

(4) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第60号）

施行：7月1日施行済

概要：①地方公共団体に対する財政上の措置等②株式会社脱炭素化支援機構に関する以下の事項
・目的・総則・脱炭素化委員会・業務・国の援助等・財務及び会計・監督・解散等・罰則

(5) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示

(令和4年3月経済産業省告示第81号)

施行：4月1日施行済

概要：エネルギーの使用の合理化等に関する法律（略称「省エネ法」）第5条（事業者の判断の基準となるべき事項等）第1項の規定に基づき、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業省令第27号）

施行：4月1日施行済

概要：再生可能エネルギー発電設備の区分、再生可能エネルギー発電事業計画の認定手続き、同認定基準、再生可能エネルギー発電事業計画における情報の公表等に関する改正。

(7)安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）

施行：11月14日施行済

概要：(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の改正 (2) エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（高度化法）の改正 (3) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（JOGMEC法）の改正 (4) 鉱業法の改正 (5) 電気事業法の改正 趣旨：第6次エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」や2030年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、日本のエネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に、安定的なエネルギー供給を確保するため、省エネ法のエネルギーの定義の見直しや、非化石エネルギーへの転換を促進するための措置の新設、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事後届出制から事前届出制への変更や大型蓄電池の発電事業への位置付け等の措置を講じる。

(8) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）

施行：年9月1日施行済*附則第1条第2号の規定の施行期日

概要：Ⅰ建築物のエネルギー消費性向の向上に関する法律の一部改正 Ⅰ題名の変更 Ⅱ目的の追加 Ⅲ建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物の範囲拡大等 Ⅳ分譲型規格共同住宅等に係る措置 Ⅴ販売事業者等による建築物の販売等に係る措置 Ⅵ建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置等 Ⅱ建築基準法の一部改正 Ⅰ建築確認を要する木造の建築物の範囲の拡大 Ⅱ防火に関する制限の合理化 Ⅲ構造に関する制限の合理化等 Ⅳ居室の採光に関する制限の合理化 Ⅴ容積率等に関する制限の合理化 Ⅵ一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等の対象の拡大

5 その他

(1) 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（令和4年長野県条例第33号）

施行：令和5年1月1日施行予定

概要：土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、県民の安全の確保に資するため、土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めた。

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令

（令和4年4月環境省令第16号）

施行：令和4年6月1日施行済

*概要は省略します。

(3) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号）

施行：令和4年7月1日施行済（附則第1条第2号に掲げる規定（特定外来生物全般に対する既存権限の拡充に係る規定）

*概要は省略します。

行政情報

☆長野県産業廃棄物情報 <<<2022/11/30>>>から

PCB使用安定器・汚染物等の処分期限（令和5年3月31日）まで、残り4か月を切りました!!!◆

高濃度のPCBが使用されている安定器・汚染物等の処分期間終了まで、4か月を切りました。

水銀灯や蛍光灯などの照明器具にPCB使用安定器がないか点検をお願いいたします。意外なところから発見される事例が多くなっていますので、過去に調査している場合でも注意が必要です。

● PCBとは？

主に業務用の電気機器に使用されていました。その後、有害性が判明したため、昭和47年に製造中止されましたが、今もなお多くの機器が残っています。

【PCB早期処理情報サイト】<http://pcb-soukishori.env.go.jp>

● PCBは法律で処分期間が定められています！！

変圧器・コンデンサー等（高濃度）：令和4年（2022年）3月31日まで（期間終了）

安定器・汚染物等（高濃度）：令和5年（2023年）3月31日まで（残り4か月）

低濃度PCB廃棄物：令和9年（2027年）3月31日まで

※ これらの期間までに処理委託を行わない場合には、命令・罰則の対象となります。

※ 現在使用中の高濃度PCB使用機器も使用を停止し、処分する必要があります。

※ 処分期間終了間際は処理委託手続きが集中する可能性がありますので、早期手続き早期処分をお願いします。

● 意外なところからPCB使用機器が発見されています！

昭和47年以降に建て直した施設内やLED化した施設の天井等から、昔使用していたPCB使用機器が発見される事例があります。また、電気事業法の電気工作物ではないX線発生装置、溶接機、昇降機（エレベーター、エスカレーター）やポンプの制御盤内などからもPCB使用機器が発見されています。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

発見事例1（http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/pdf/discovery_case.pdf）

発見事例2（http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/pdf/storage_case.pdf）

● PCB使用機器が新たに発見された場合は、管轄する地域振興局の環境・廃棄物対策課もしくは長野県資源循環推進課へお問い合わせをお願いします。

（長野市の事業者は長野市環境部廃棄物対策課へ、松本市の事業者は松本市環境エネルギー部廃棄物対策課へご連絡願います。）

【お問い合わせ】

環境部資源循環推進課 廃棄物政策係

電話：026-235-7165（ダイヤルイン）

FAX：026-235-7259

E-mail：pcb@pref.nagano.lg.jp

☆長野県（建設部）プレスリリース（令和4年10月5日）から

長野県は、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を制定、令和5年1月1日に施行するに際して、盛土等事業者を対象として、10月中に説明会を開催しました。

この条例の概要及び許可申請等の手続等、参考となる資料について、説明会資料から掲載します。

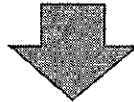
土砂等の盛土等の規制に関する条例の概要

資料2

1 制定の背景

長野県建設部砂防課

- ◆令和3年7月3日に静岡県熱海市で土石流災害が発生
- ◆市町村と連携し、盛土の流出により土砂災害が発生するおそれのある箇所(point)の点検を実施



長野県では盛土等の行為に対しての一律的な規制制度がなく、十分に対応できない事例が想定される。

2 条例の概要

◆ 目的

土砂等の盛土等に関し、盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関し必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。(第1条)

(1) 責務及び役割

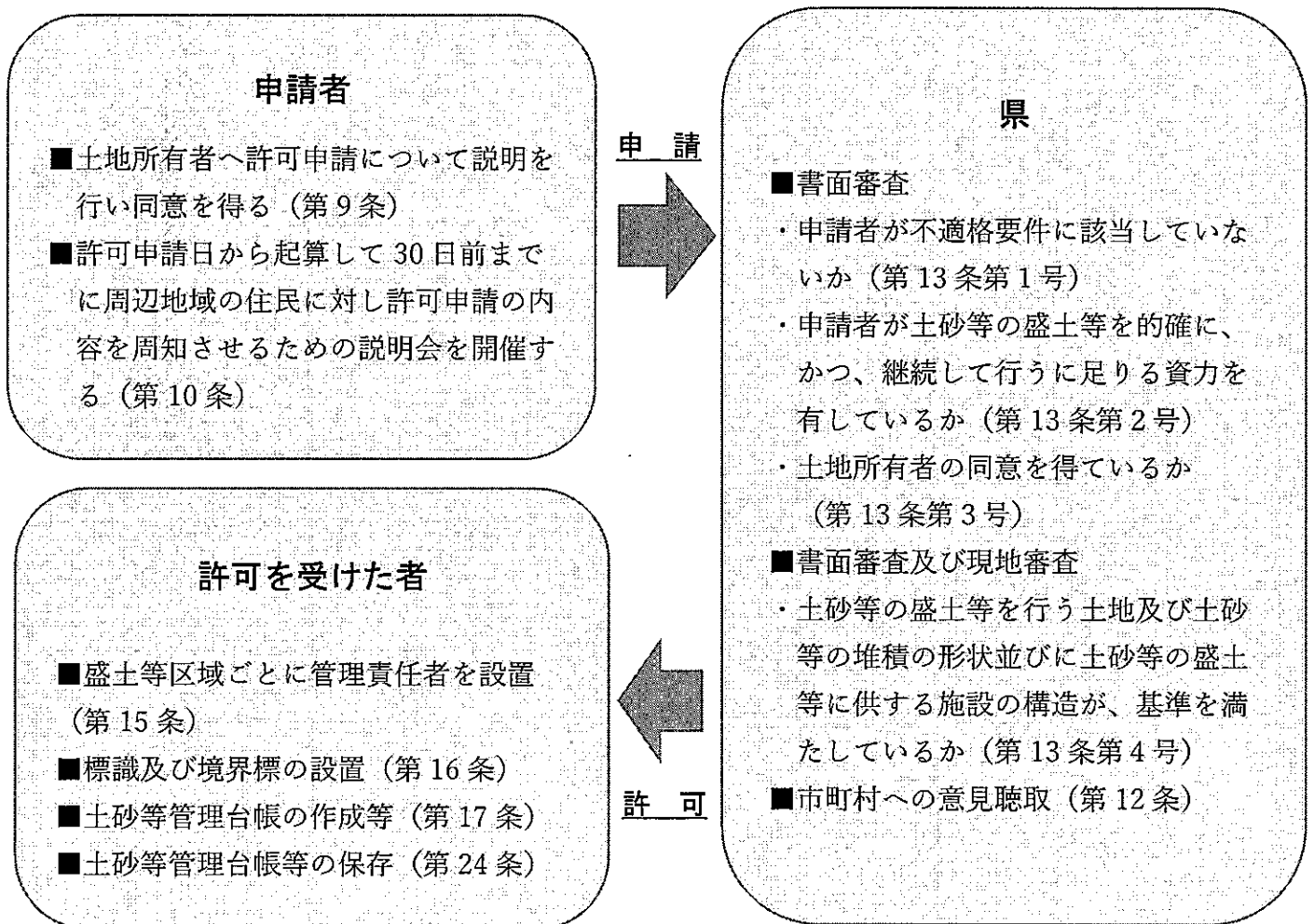
	対象者	責務又は役割の内容
責務	盛土等を行う者	土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じる。(第3条)
	土地の所有者	所有する土地において不適正な土砂等の盛土等が行われないよう努めるとともに、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために当該土地を適正に管理するよう努める。(第4条)
	土砂等を発生させる者	事業活動により発生させる土砂等の量をできるだけ抑制し、かつ、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等が不適正な土砂等の盛土等に用いられることのないよう適正な処理に努める。(第5条)
	県	土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図るために必要な施策を総合的に推進する。(第6条)
連携	県・市町村	県と市町村が相互に情報を共有することにより、土砂等の盛土等の状況を把握し、市町村が土砂等の崩落等による災害の発生の防止に関する施策を実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。(第7条)

(2) 許可申請の手続き

土砂等の盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、以下を除く。(第8条)

- 一定規模未満（土砂等の盛土等を行う土地の面積が3,000㎡未満かつ土砂等の盛土等を行う高さが5m未満）である土砂等の盛土等（盛土等を含む一団の土地の面積等が一定規模以上になる場合は許可申請が必要）
- 高さ1メートル以下の盛土等
- 国、地方公共団体などが発注し、又は自ら行う土砂等の盛土等
- 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可、認可その他の処分による土砂等の盛土等
- 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の盛土等

【許可までの流れ】



また、許可内容の変更（第19条）及び譲受け（第20条）をしようとする場合も許可を受けなければならない。

(3) 土砂等の盛土等を行う者に対する命令等

知事は、土砂等の盛土等を行う者に対して、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置命令、停止命令又は許可の取消を行うことができる。

命令等の内容	命令等の対象となる場合
措置命令 又は 停止命令	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急の必要があると認められる場合（第22条第1項） ■施工中に基準不適合が認められた場合（第22条第4項）
措置命令	<ul style="list-style-type: none"> ■無許可で盛土等を行った場合（第22条第2項） ■完了後又は許可の取消後に基準不適合が認められた場合の措置命令（第22条第3項）
許可の取消し	<ul style="list-style-type: none"> ■不正に許可を受けた場合（第23条第1項第1号） ■欠格条件に該当した場合（第23条第1項第2号及び3号） ■許可を受けた日から起算して3年間着手しない場合（第23条第1項第4号） ■正当な理由なく1年以上引き続き許可を受けた土砂の盛土等を行わない場合（第23条第1項第5号） ■措置命令及び停止命令に違反した場合（第23条第1項第6号）
停止命令	<ul style="list-style-type: none"> ■許可条件に違反した場合（第23条第2項第1号） ■変更の許可を受けずに変更した場合（第23条第2項第2号） ■管理責任者の設置、標識及び境界標の設置及び土砂管理台長作成の規定に違反した場合（第23条第2項第3号）

(4) 土地の所有者による施工状況の確認、土地の所有者に対する勧告及び命令

許可申請に同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の盛土等が行われている間、定期的にその施工の状況を確認し、許可の内容と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、中止又は原状回復その他必要な措置等を求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。（第25条）

以下に該当する場合、知事は、土地の所有者に対して勧告及び命令を行うことができる。

勧告及び命令の内容	勧告及び命令の対象となる場合
措置を講ずるよう 勧告	<ul style="list-style-type: none"> ■措置命令を受けた者（第2項を除く。）が期限までに措置を講じない場合で、土地の所有者が施工状況の確認を怠った場合（第26条第1項第1号）及び知事への報告を怠った場合（第26条第1項第2号）
勧告に係る 措置命令	<ul style="list-style-type: none"> ■上記の勧告に従わない場合であって、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認められる場合（第26条第2項）

(5) 手数料

以下の申請により許可を受けようとする者は、手数料を納めなければならない。

対象の申請	1件あたりの金額
当初許可（第8条）	55,000円
変更の許可（第19条）	34,000円
譲受けの許可（第20条）	34,000円

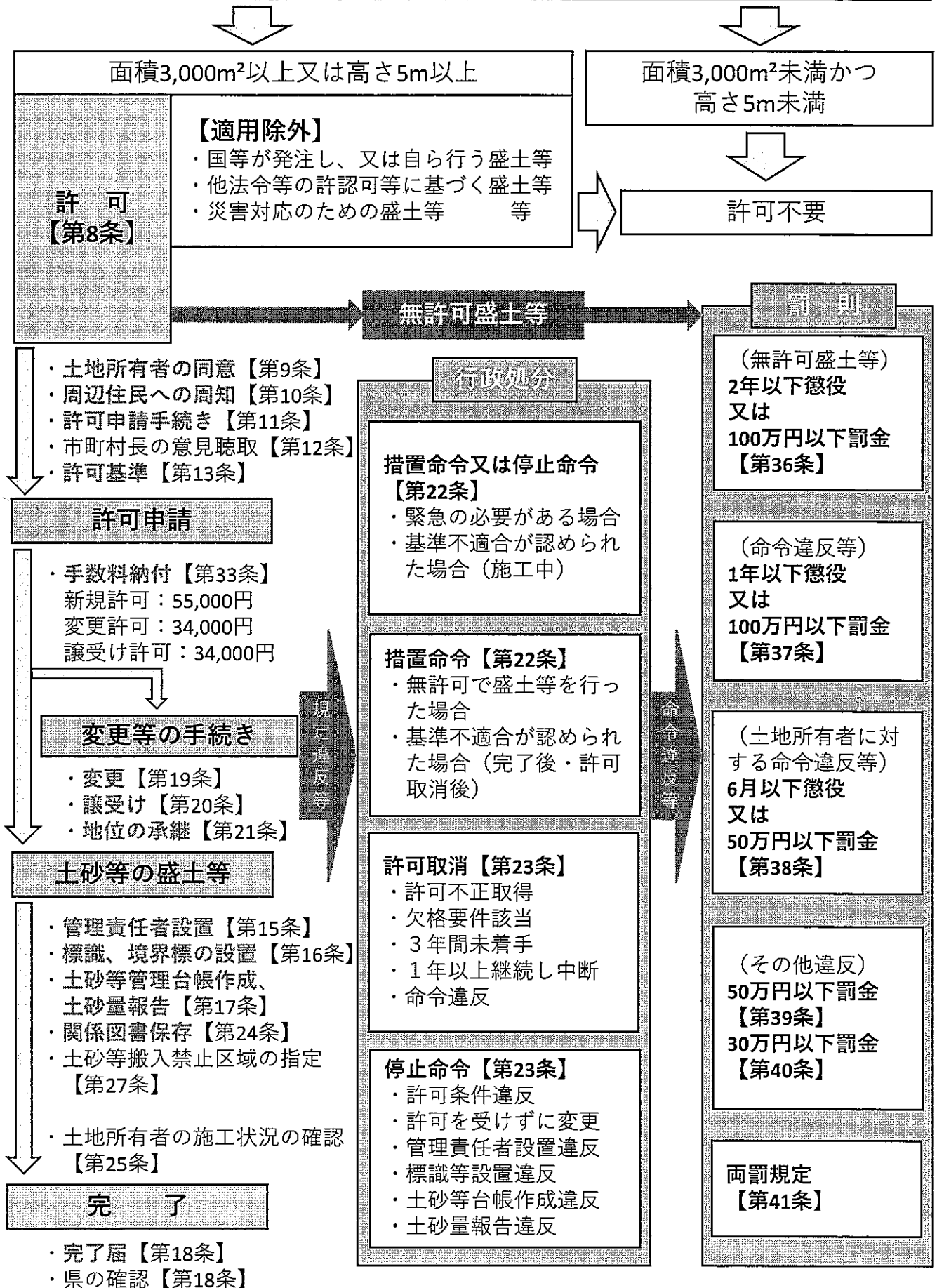
(6) 罰則

本条例の規定に違反した者は以下の罰則に処され、また、本条例では両罰規定を設けている。

対象行為内容	罰則条項	罰則内容
<ul style="list-style-type: none"> ■無許可盛土等（第8条） ■無許可变更（第19条） ■無許可譲受け（第20条） ■許可不正取得 （第8条、第19条、第20条） ■措置命令違反 （第22条第1項、第2項） 	<ul style="list-style-type: none"> 第36条第1号 ” ” 第36条第2号 第36条第3号 	<p>2年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■措置命令違反 （第22条第3項、第4項） ■停止命令違反（第23条） 	<ul style="list-style-type: none"> 第37条第1号 第37条第2号 	<p>1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■土地所有者に対する措置命令違反 （第26条） ■土砂搬入禁止区域への土砂搬入 （第28条） 	<ul style="list-style-type: none"> 第38条第1号 第38条第2号 	<p>6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■土砂管理台帳作成義務違反（第17条） ■使用土砂量報告義務違反（第17条） ■報告拒否、虚偽報告（第30条） ■立入検査拒否・妨害・忌避及び答弁拒否・虚偽答弁（第30条） 	<ul style="list-style-type: none"> 第39条第1号 第39条第2号 第39条第3号 第39条第4号 	<p>50万円以下の罰金</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■完了届出義務違反（第18条） ■軽微変更届出義務違反（第19条） ■関係図書保存義務違反（第24条） 	<ul style="list-style-type: none"> 第40条第1号 ” 第40条第2号 	<p>30万円以下の罰金</p>

条例の概要図

土砂等の盛土等を行う者



土砂等の盛土等には許可が必要です

～長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例～

盛土等による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を制定しました。この条例により、令和5年1月1日以降に行う一定規模以上の盛土等については、原則、知事の許可が必要になります。

1 許可が必要な盛土等

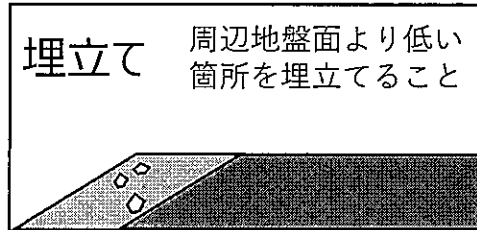
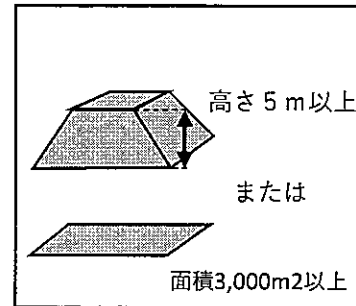
○許可の対象

- ・面積が3,000m²以上又は高さが5m以上の盛土等

○許可が不要な盛土等

- ・国、地方公共団体等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ・法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等による盛土等
- ・非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
- ・高さが1m以下の盛土等

○対象となる盛土等



2 盛土等を行う者の主な責務と罰則

○土地の所有者の同意

- ・許可を受けようとする者は、盛土等に係る事業内容を土地の所有者に説明し、同意を得なければなりません。

○周辺の住民に対する説明会の開催

- ・許可を受けようとする者は、盛土等に係る事業内容を周辺の住民に周知するため、説明会を開催しなければなりません。

○盛土等の構造の基準への適合

- ・盛土等の形状及び地下水等の排除、擁壁設置等に関する構造上の基準に適合する必要があります。

○違反行為への罰則等

- ・無許可盛土等及びこれらに対する措置命令違反等 ⇒ 2年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・許可基準違反に対する措置命令及び停止命令等 ⇒ 1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・土砂等搬入禁止区域への土砂の搬入 ⇒ 6か月以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・土砂等管理台帳作成、定期報告義務違反等 ⇒ 50万円以下の罰金
- ・軽微変更届出、完了届出義務違反等 ⇒ 30万円以下の罰金

3 手数料

対象の申請	新規許可	変更の許可	譲受けの許可
1件あたりの金額	55,000円	34,000円	34,000円

お問い合わせ先 長野県建設部砂防課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 TEL: 026-235-7316 FAX: 026-233-4029

土地の所有者には盛土等を行う土地を 適正に管理する義務があります

～長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例～

盛土等による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を制定しました。この条例により、令和5年1月1日以降に行う一定規模以上の盛土等については、原則、知事の許可が必要になります。

1 許可が必要な盛土等

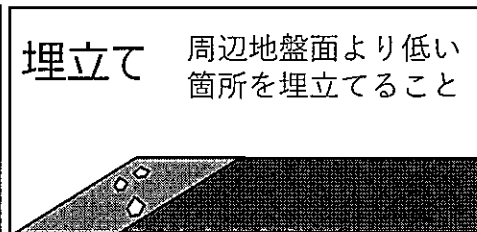
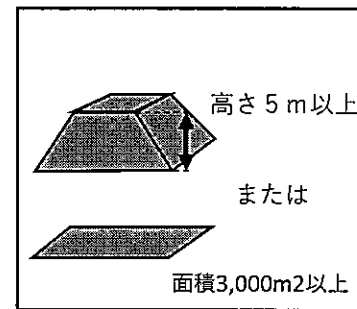
○許可の対象

- ・面積が3,000m²以上又は高さが5 m以上の盛土等

○許可が不要な盛土等

- ・国、地方公共団体等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ・法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等による盛土等
- ・非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
- ・高さが1 m以下の盛土等

○対象となる盛土等



2 土地の所有者の責務と罰則

○土地の所有者の責務

- ・所有する土地において不適正な盛土等が行われないう努めるとともに、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために当該土地を適正に管理するよう努めなければなりません。

○土地の所有者の同意

- ・盛土等を行うために知事の許可を受けようとする者に求められたときは、土地の所有者が盛土等に同意するか否かを判断することとなります。

○施工状況の確認

- ・盛土等に同意をした土地の所有者は、盛土等の施工状況の確認を少なくとも3月に1回行わなければなりません。
- ・許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、盛土等を行う者に盛土等の中止又は原状回復を求め、県に報告しなければなりません。

○土地の所有者に対する勧告・命令及び罰則

- ・施工状況の確認又は県への報告を怠った土地の所有者は、県から当該盛土等に関して必要な措置を講ずるよう、勧告・命令を受ける場合があります。
- ・命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

お問い合わせ先 長野県建設部砂防課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 TEL: 026-235-7316 FAX: 026-233-4029

今回のテーマ 『カーボンニュートラルに向けてⅡ』

中村環境コンサルタント事務所 中村秋男*

●2022年11月20日27回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP27）は、気象災害で「損失と被害」を受けた途上国を支援する基金の創設を決め閉幕した。損失と被害（ロス&ダメージ）とは、温暖化に伴う海面上昇による土地の消失、豪雨や竜巻などの災害による被害が想定されている。気候変動枠組み条約がまだ交渉中だった1991年に島諸国が海面上昇の被害を支援する仕組みを求めたのが発端だ。必要な支援額は2030年に年数千億ドル（数十兆円）に上るとの分析もある。海面上昇については日本も例外ではない。東京都では防潮堤のかさ上げ計画を発表した。温暖化対策には莫大なお金が必要となる。

●一般財団法人省エネルギーセンターでは「省エネ最適化診断サービス」を実施している。燃料価格や電気料金の高騰を受け、事業所でも経費削減が急務となっている。今年は診断希望が多く、申し込み後3カ月ほどで今年度の申し込みが一杯となり、その後補正予算により追加の申し込みを受け付けた。省エネ最適化診断は省エネ診断+再エネ提案+提案内容の説明会をセットにしている。専門家一人で診断するA診断（10,450円）、専門家2人で診断するB診断（16,500円）、大規模診断（23,100円）がある。国の補助金を使っているので、低価格で受診することができる。「ムダの見える化」や「カーボンニュートラル」で検討するとよい。興味のある方は「省エネ・節電ポータル」のホームページを参考にして下さい。

●現在、カーボンニュートラルを目指す企業は増加しています。2030年の国連目標であるSDGsの取組についても関心が高まっている。長野県SDGs推進企業登録制度についても2022年11月現在で1722者（第14期までの登録企業）となり増加している。この制度は3カ月ごとに募集して登録する制度となっている。興味のある方は「長野県SDGs推進企業登録制度」で検索して下さい。また、SDGsの取組を始めると同時に「エコアクション21の認証取得を目指す」事業者も多い。SDGsとエコアクション21は共通の取組も多く、マネジメントシステムとしての仕組みも充実している。エコアクション21は「第三者認証制度」であるので信頼性が高く、審査時のアドバイスもあり、カーボンニュートラルを目指す事業者にとってはメリットも多い。

●脱炭素化に向けた基本的な考え方を示します。

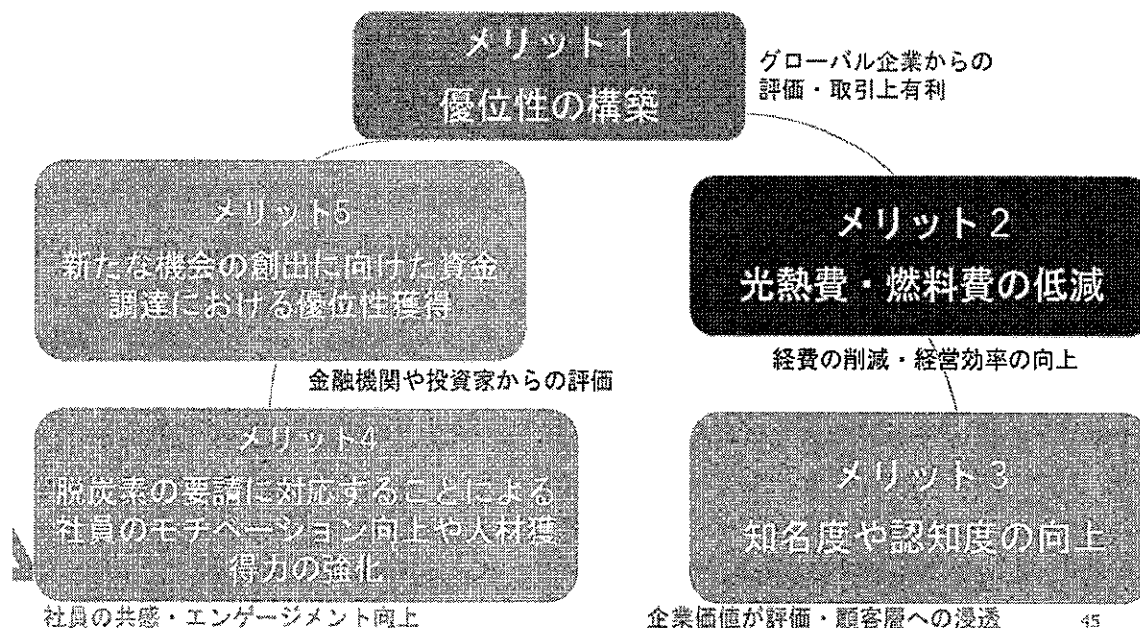
①可能な限り、エネルギー消費量を削減する（省エネを進める）

（例）高効率の照明・空調・熱源機器の利用等

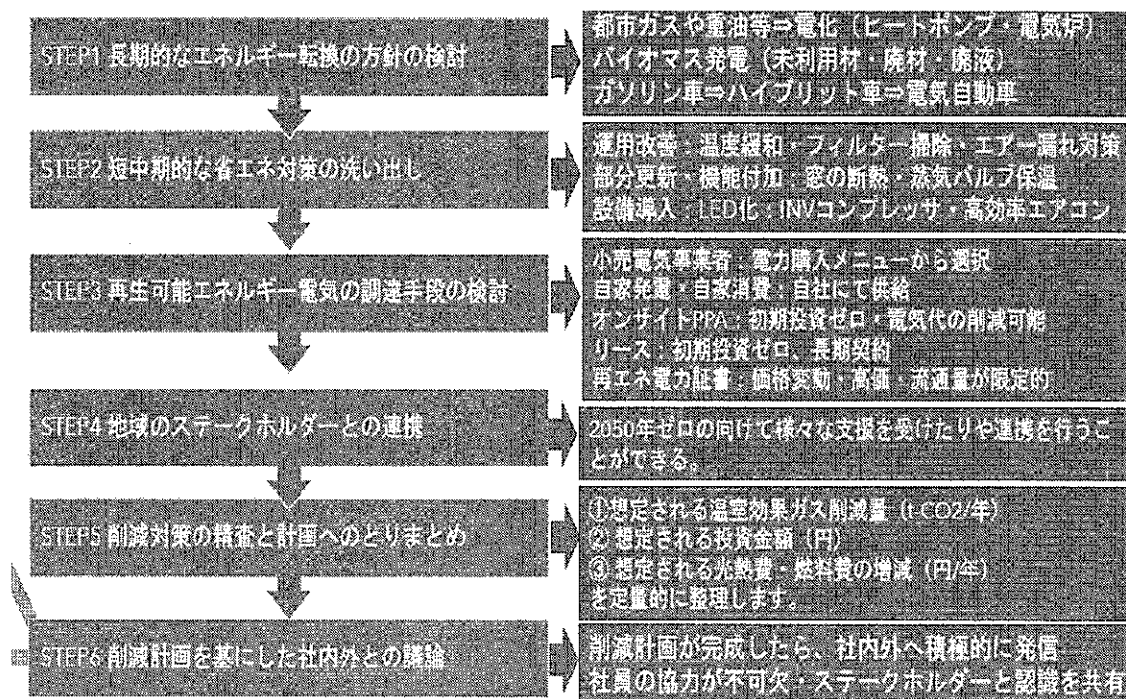
②エネルギーの低炭素化を進める（例）太陽光・風力・バイオマス等の再エネ発電設備の利用、CCS付き火力発電の利用、太陽熱温水器・バイオマスボイラーの利用等

③電化を促進する（熱より電力の方が低炭素化しやすいため）例）電気自動車の利用、暖房・給湯のヒートポンプ利用等

【脱炭素経営によって期待されるメリット】



【脱炭素化に向けた計画策定の検討手順】



脱炭素化の動きは今後さらにスピードアップしていくでしょう。それはどのような企業を目指すのが、重要になります。取引先からの要求をかわすだけでなく、正面からこの問題を考え、行動していく事が求められています。

*中村環境コンサルタント事務所 〒396-0621 長野県伊那市富県 6653 番地
TEL：0265-72-1728、FAX：0265-72-1682 E-mail：akiomail@ina.janis.or.jp

知っておきたい環境法規制の基礎知識（第13回）

～アスベスト関連法規について～

1. はじめに

アスベスト（石綿）に関連する法律は「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」、「労働安全衛生法」、「石綿障害予防規則」など多岐にわたる。その目的は主として環境中への放出の防止、労働者の安全の確保であり、長年にわたり法改正が行われ厳しく取り締まられている。

本記事では主に大気汚染防止法の変遷と近年の改正について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におけるアスベスト関連法規についての解説をする。

2. 大気汚染防止法について

(1) 大気汚染防止法の変遷

大気汚染防止法(以下、大防法)におけるアスベスト関連の規制については、平成元(1989)年の大防法の改正により、石綿製品製造工場に対する規制が導入され、敷地境界基準が設定されたのが始まりである。その後、以下の表1のとおり法の改正が行われてきた。大防法では、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(「解体等工事」という。)を行う際に事前調査及び説明の義務化、作業基準を定めており、今日に至るまで規制が強化されてきた。

表1 大気汚染防止法の変遷

年号	法規・通達名	法規・通達の概要
平成元(1989)年	「大気汚染防止法(大防法・同)施行令・同施行規則」の改正	石綿を特定粉じんとし、特定粉じん発生施設の届出、石綿製品製造/加工工場の敷地境界基準を10f/Lと規定
平成8(1996)年	「大防法」の改正	特定建築材料(吹付け石綿)を使用する一定要件をみたす建築物の解体・改造・補修する作業が「特定粉じん排出等作業」となり、事前届出、作業基準の遵守義務を規定
平成9(1997)年	「大防法施行令・同施行規則」の改正	
平成17(2005)年	「大防法施行令・同施行規則」の改正(施行期日:2006.3.1)	吹付け石綿の規模要件等の撤廃と特定建築材料に石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材が追加。掻き落とし、破砕等を行わない場合の作業基準を規定
平成18(2006)年	「大防法」の改正(施行期日:2006.10.1)	法対象の建築物に加え工作物も規制対象となる
平成25(2013)年	「大防法」の改正(施	届出義務者を発注者に変更、解体等工事の事前調査及び説

年	行期日：2014.6.1)	明の義務化、作業基準の改正
令和 2(2020)年	「大防法」の改正（施行期日：一部除き2021.4.1)	すべての建材への規制拡大及び作業基準の適用、事前調査方法の法定化・資格者による事前調査の実施、事前調査結果の記録の保存及び都道府県への報告の義務付け、取り残し等の確認及び記録の保存の義務化、直接罰の創設等

(2) 令和 2 (2020 年) の大防法の改正について

直近では令和 2 (2020 年) に大防法が改正となった。令和 3 (2021) 年から令和 5 (2023) 年にかけて順次施行されている。

令和 3 年 4 月 1 日に施行された改正点は以下のとおり。

・特定建築材料の範囲の拡大

それまで規制対象であった「吹付け石綿」および「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」以外の全ての石綿含有建材を特定建築材料に追加した。なお、特定粉じん排出等作業実施届出は従前通り、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材のみが対象である。

・解体工事に係る事前調査について

事前調査の方法が法定化された。解体等工事を行う前に「書面調査」と「目視調査」を行う必要がある。また、事前調査に関する記録の作成、3 年間の保存が義務付けられた。

・特定粉じん等作業基準について

建築物等を解体し、改造し、又は改修する作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業および石綿を含有する成形板その他の建築材料を除去する作業の基準を新設した。

・直接罰の創設

事前調査の結果の報告義務違反および、作業基準の違反に対して罰則を設けた。

令和 4 年 4 月 1 日に施行された改正点は以下のとおり。

・アスベスト事前調査の報告を義務化

解体工事に係る事前調査について、事前調査結果の都道府県知事への報告が義務付けられた。

令和 5 年 10 月 1 日に施行される改正点は以下のとおり。

・アスベスト事前調査・分析の資格要件を義務化

解体等工事に係る事前調査について、有資格者もしくはそれらと同等以上の能力を有する者でなければ行えない。

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）では、環境中への放出を防止するために石綿含有廃棄物を適正に処分する方法・基準を定めている。廃掃法における排出事業者とは、工作物の新築、改築、除去等の工事の元請業者である。実際の作業は下請業者が行う場合でも廃棄物処理の責任は元請業者にあるので、注意が必要である。

(1) 石綿含有産業廃棄物について

・飛散性のもの

工作物に用いられる材料から除去された吹付けアスベスト、建築物から除去された吹付けアスベスト、アスベストを含む保温材、断熱材及び耐火被覆は特別管理産業廃棄物となり、収集における梱包、処分時の方法が厳しく定められている。

・非飛散性のもの

石綿スレート等の外装材、床タイル等（工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの）は産業廃棄物となり、処理の段階ごとに処理基準が定められている。

(2) 石綿含有一般廃棄物について

・非飛散性のもの

日曜大工によって排出された石綿スレート等の外装材等（工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる一般廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの）は一般廃棄物として処理することとなっている。産業廃棄物と同様に処理基準が設けられているため、注意が必要である。

また、家庭用品の中にも石綿が含有するものがある。石綿含有の有無についてはメーカーに問い合わせ確認できるため、事業場内や家庭から廃棄する製品についても確認後、適正に処分する必要がある。

参考文献

- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
<https://www.env.go.jp/content/900396898.pdf>
- ・石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）
[900534247.pdf \(env.go.jp\)](https://www.env.go.jp/content/900534247.pdf)

環境法令改正情報(令和4年7月15日～令和4年11月)

(注) 法令のうち、法律・命令・条例・規則を掲載した。

7月	改正法令	概要
15日	下水道法施行令の一部を改正する政令(二四八)	下水道法第4条(事業計画の策定)第6項及び第25条の23(流域下水道の事業計画の策定)第7項の規定に基づき、下水道法施行令の一部を改正し、令和4年8月20日から施行する。概要:公共下水道及び流域下水道の事業計画の変更のうち、国土交通大臣等の協議等を要しない軽微な変更、予定処理施設の変更(主要な管渠や処理施設等の配置、処理能力等の変更に伴うものを除く。)を追加することとした。(第5条の2及び第17条の10関係)
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境二三)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正し、令和4年9月15日から施行する。経過措置あり。
27日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(国土交通五五)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海洋汚染防止法」という。)第19条の25(二酸化炭素放出抑制航行手引書)、第19条の35の2(国土交通省令への委任)、第48条(報告の徴収等)第4項、第51条の3(手数料の納付)第1項及び第54条(経過措置)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を定め、令和5年1月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定並びに附則第2条及び第3条第1項の規定は、令和4年11月1日から施行する。経過措置あり。
	二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(国土交通・環境三)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海洋汚染防止法」という。)第19条の26(二酸化炭素放出抑制指標に係る確認)第1項第2号の規定に基づき、及び同法を実施するため、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を定め、令和4年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年1月1日から施行する。
28日	割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令(経済産業・環境四)	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第238号)の施行に伴い、割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正し、公布の日から施行する。
8月	改正法令	概要
5日	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛二)	地球温暖化対策の推進に関する法律第26条(温室効果ガス算定排出量の報告)第1項及び第32条(情報の提供等)第1項の規定に基づき、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する。
10日	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二七一)	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)附則第1条第2号の規定の施行期日は、令和4年9月1日とする。
15日	建設業法施行規則の一部を改正する省令(国土交通六〇)	建設業法第6条(許可申請書の添付書類)、第27条の27(経営規模等評価の結果の通知)、第27条の29(総合評定値の通知)第1項及び第3項並びに第27条の36(国土交通省令への委任)の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。ただし、第18条の3第1項、別記様式第25号の14及び別記様式第25号の15の改正規定は、令和5年1月1日から施行する。
16日	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(経済産業・国土交通一)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)第35条(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)第1項第1号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正し、令和4年10月1日から施行する。経過措置あり。

30日	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一九）	食品衛生法第12条（添加物等の販売等の禁止）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。内容：別表第一（人の健康を損なうおそれのない添加物）の一部改正。
9月	改正法令	概要
2日	資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九四）	資源の有効な利用の促進に関する法律（略称：「資源有効利用促進法」）第17条（特定再利用事業者に対する勧告及び命令）第1項及び第36条（指定副産物事業者に対する勧告及び命令）第1項の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正し、令和5年1月1日から施行する。概要①「資源有効利用促進法」第17条の勧告の対象となる特定再利用事業者の要件を、その事業年度における建設工事の施工金額が25億円以上であることに改める。②「資源有効利用促進法」第36条の勧告の対象となる指定副産物事業者の要件をその事業年度における建設工事の施工金額が25億円以上であることに改める。③令和5年1月1日から施行する。
	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（国土交通六五）	資源の有効な利用の促進に関する法律（略称：「資源有効利用促進法」）第15条（特定再利用事業者の判断の基準となるべき事項）第1項及び第34条（指定副産物事業者の判断の基準となるべき事項）第1項の規定に基づき、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正し、令和5年1月1日から施行する。経過措置あり。
16日	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通六七）	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（略称「建築物省エネ法」）第34条（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）第1項、第36条（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更）第1項及び第44条（登録）の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正し、令和4年10月1日から施行する。経過措置あり。
	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六八）	都市の低炭素化の促進に関する法律（略称「エコまち法」）第9条（集約都市開発事業計画の認定）第1項、第53条（低炭素建築物新築等計画の認定）第1項及び第55条（低炭素建築物新築等計画の変更）第1項並びに「エコまち法」を実施するため、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正し、令和4年10月1日から施行する。経過措置あり。
10月	改正法令	概要
19日	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二五）	南極地域の環境の保護に関する法律（略称「南極環境保護法」）第3条（定義）第5号及び第7条（南極地域活動計画の確認の基準）第1項第3号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正し、令和4年10月31日から施行する。経過措置あり。
26日	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五一）	食品衛生法第12条（添加物等の販売等の禁止）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。内容：別表第一（人の健康を損なうおそれのない添加物）の一部改正。
11月	改正法令	概要
1日	公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令（総務六八）	公害紛争処理法施行令第20条（総務省令への委任）の規定に基づき、公害紛争処理法施行規則の一部を改正し、令和4年11月1日から施行する。内容：規則第2条（代理人についての承認の申請の方式等）及び第2条の2（事件を担当する社員の届出）に関する改正。

1日	公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則（公害等調整委員会二）	公害紛争処理法第47条（公害等調整委員会規則等への委任）の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正し、令和4年11月1日から施行する。内容：規則第2条（代理人についての承認の申請の方式等）及び第2条の2（事件を担当する社員の届出）に関する改正。
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通七六）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（略称「海防法」）第7条の2（油濁防止緊急措置手引書）第1項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正し、令和4年11月1日から施行する。
7日	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業・国土交通二）	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第2条（定義等）第1項第3号及び第35条（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等）第1項第1号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通七八）	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第12条（建築物エネルギー消費性能適合性判定）第9項、第19条（建築物の建築に関する届出等）第1項、第34条（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）第1項、第41条（建築物のエネルギー消費性能に係る認定）第1項及び附則第3条（経過措置）第2項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置有り。
	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七九）	都市の低炭素化の促進に関する法律（略称：エコまち法）第53条（低炭素建築物新築等計画の認定）第1項の規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置有り。
11日	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三四七）	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部の施行期日について、改正法附則第1条第2号にて「改正法の公布の日から起算して6月以内の範囲内において政令で定める日」から施行する旨規定されているところ、当該規定の施行期日を令和4年11月14日とした。
	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令（三四八）	概要1独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部改正2その他関係政令について所要の規定の整理を行う3その他所要の経過措置を設ける4附則関係 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和4年11月14日）から施行する。
14日	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令（国土交通八〇）	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を定め、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和4年11月14日）から施行する。
16日	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三五〇）	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）附則第1条第3号の規定の施行期日は、令和5年4月1日とする。

16日	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三五一）	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第28条（特定建築主の努力）及び第31条（特定建設事業者の努力）、建築基準法第28条（居室の採光及び換気）第1項、第86条の7（既存の建築物に対する制限の緩和）第1項、第92条（面積、高さ及び階数の算定）及び第97条の6（経過措置）、宅地建物取引業法第33条（広告の開始時期の制限）、第35条（重要事項の説明等）第1項第2号及び第36条（契約締結等の時期の制限）並びに不動産特定共同事業法第18条（広告の規制）第1項及び第19条（事業実施の時期に関する制限）の規定に基づき、この政令を制定し、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。罰則に関する経過措置あり。概要：[1]建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令：新たに住宅トップランナー制度の対象とする分譲マンション事業者については、年間1,000戸以上の住戸を供給する事業者とすることとする。[2]建築基準法施行令：住宅の居室に必要となる採光上有効な窓等の面積のその床面積に対する割合は、1/7以上を原則としつつ、照明設備の設置により、1/10までの範囲内とすることができることとする。
28日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三五九）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（略称：「外来生物法」）に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号以下「改正法」という。）の施行期日は、令和5年4月1日とする。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六〇）	概要1：「改正法」の施行に伴い、次に掲げる生物の個体を要緊急対処特定外来生物とする。①「ヒアリ類四種群」に属する生物の個体②ヒアリ類四種群に属する他の種の交雑により生じた生物（その生物の子孫を含む。）の個体。概要2：この政令は、令和5年4月1日から施行する。	
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（三六一）	概要1：総量削減計画①法第7条（窒素酸化物総量削減計画）第1項の窒素酸化物総量削減計画は、令和9年3月までに二酸化窒素に係る大気環境基準が確保されるように、自動車排出窒素酸化物の削減目標及び窒素酸化物総量削減計画の達成期間を定める。②法第9条（粒子状物質総量削減計画）第1項の粒子状物質総量削減計画は、令和9年3月までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が確保されるように、自動車排出粒子状物質の削減目標量及び粒子状物質総量削減計画の達成期間を定める。概要2：この政令は、令和6年4月1日から施行する。	
自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（略称「自動車NOx・PM法」）第33条（対象自動車を使用する事業者による計画の作成）及び第34条（定期の報告）の規定に基づき、自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正し、公布の日から施行する。	
自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令（国土交通・環境四）	自動車NOx・PM法第43条（自動車運送事業者等に関する特例）第1項の規定により読み替えて適用される第33条（対象自動車を使用する事業者による計画の作成）及び第34条（定期の報告）の規定に基づき、自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正し、公布の日から施行する。	

医療への負荷軽減にご協力をお願いします

令和4年12月1日 長野県産業労働部

事業者の皆様へのお願い

- 十分な換気や座席の間隔の確保等、今一度、感染対策の徹底をお願いします。
- 休みやすい環境づくりやリモートワーク・オンライン会議の活用など、感染拡大防止にご協力をお願いします。
- 従業員等が新型コロナ又はインフルに感染し、自宅等で療養を開始及び職場復帰する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないようにをお願いします。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等により、確認を行ってください。

- 重症化リスクが低い方はできるだけ検査キット（薬事承認された抗原定性検査キット）による自己検査をお願いします。

※陽性者と接触した方については、別添のチェックリストで確認してください。

□ 陽性者と接触した方にご確認いただきたいこと



(A) 陽性者の発症日 (無症状の場合は検体採取日) 令和 年 月 日

(B) (A) の2日前の日※ 令和 年 月 日

(C) あなたが陽性者と最後に接触した日 令和 年 月 日

※ (B) の日から療養終了日までは、周囲の方に感染させる可能性がある期間です。

療養終了日は、原則として有症状者は発症日の翌日から10日間経過した日、無症状者は検体採取日の翌日から7日間経過した日となります。



(C) の日付は (B) より後の日又は同日ですか？

いいえ (前です)



濃厚接触には当たりません



はい (感染可能期間に接触があります)



いいえ (ひとつも該当しません)

感染可能期間中 ((B) 以降の日) に以下のような接触をしましたか？

- 屋内外を問わず、一緒に食事・喫煙をした (十分な距離・換気などの感染対策をしていた場合を除く)
- マスクで鼻、口がおおわれていない状態で、近距離 (目安として1~2m以内) で15分以上会話をした
- 電話等を共有しており、こまめにアルコール消毒する等の感染対策を行っていない
- マスクをしても換気の乏しい空間に長時間 (目安として1時間以上) 一緒にいた

ひとつでも当てはまる場合は「はい」へ



はい

濃厚接触の可能性がります

- (C) の日付の翌日から7日間は、検温等自身の健康観察を行ってください
- (C) の日付の翌日から5日間は、出勤を含む外出の自粛を検討してください
- 症状がみられたら、速やかに医療機関に事前連絡の上、受診してください

※かかりつけ医がない場合は、お住まいの地域の受診・相談センター (下表) にご相談ください

例えば、次のような事例が該当します

- 窓が開いていない更衣室で長時間会話した
- 自動車に換気をしないで長時間同乗した
- 狭い会議室で換気せずに長時間会議をした
- 同じ寮で生活しており、談話室等で換気せずに長時間会話した



受診・相談センター (24時間対応)

地域	電話番号	地域	電話番号
佐久	0267-63-3178	木曾	0264-25-2227
上田	0268-25-7178	松本	0263-40-1939
諏訪	0266-57-2930	大町	0261-23-6560
伊那	0265-76-6822	長野	026-225-9305
飯田	0265-53-0435	北信	0269-67-0249

※長野市、松本市にお住まいの方は、市の保健所にお問い合わせください。

長野市保健所	平日 8:30~17:15 026-226-9964 休日・夜間 17:15~8:30 070-2828-6398
松本市保健所	0263-47-5670 (24時間)

新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された事業所等の方へ

長野県では、オミクロン株の特徴を踏まえ、社会機能を維持しながら県民の皆様の命と健康を守るため、保健所における濃厚接触者の調査・特定及び行動制限等について、当面の間、以下のとおり対応することとしますので、ご協力をお願いします。

陽性者との接触場所	濃厚接触者の調査・特定	濃厚接触者への行動制限等
① 同居者	保健所が実施	保健所から外出自粛等を要請
② ハイリスク施設※1	保健所が実施	保健所から外出自粛等を要請
③ 保育所、幼稚園、小学校等	施設・学校等の協力の下、保健所が実施	施設・学校等が外出自粛等を依頼
④ 事業所等 (②、③除く)	原則、保健所は実施しない 〔集団感染発生時等は保健所が実施する場合もあり〕	保健所から外出自粛等を要請しない (行動制限をかけない)が、自主的な健康観察・感染拡大防止対策を要請

事業所等内で陽性者が確認されたら、陽性者の感染可能期間中※2に陽性者と接触※3があった方に対し、以下の対応を依頼してください

1 自身の健康観察を行ってください

- ✓ 健康観察期間中※4は、毎日体温測定を行い自身の健康観察を実施してください
- ✓ 発熱、咳、のどの痛み、倦怠感などの症状がみられたら、かかりつけ医に電話で陽性者と接触があったことを相談の上、受診してください（かかりつけ医がない場合は、裏面に記載の受診・相談センターに相談してください）

2 感染リスクの高い行動を控えるようご協力ください

- ✓ 陽性者と接触があったことのみを理由として、出勤を制限する必要はありませんが、抗原定性検査キットによる自主検査等を推奨します
- ✓ 健康観察期間中のハイリスク者※5との接触やハイリスク施設※1への訪問、不特定多数の者が集まる飲食やイベントの参加等を控えてください

接触者のうち濃厚接触の可能性のある方は、以下についてもご協力をお願いします
(濃厚接触に該当するかどうかは、裏面のチェックリストを参考にしてください)

- ✓ 最終接触日の翌日から5日間は、出勤を含む外出の自粛を検討してください
(仕事は在宅勤務や休暇等、他者との接触がなくなるよう職場と調整してください)
- ✓ 買い物は、ネットスーパーで行っていただくか、店舗を利用する場合は混雑していない時間帯に店舗に行き、マスクの着用等感染対策をした上で短時間で済ませてください

※1 医療機関、高齢者・障害者施設等、重症化リスクの高い方の利用が多い施設をさします

※2 陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前から療養終了日までの間をいい、周囲の方に感染させる可能性がある期間となります

※3 接触者は、一緒に行動を共にした方、一緒に作業を行った方、同じ執務室で業務を行った方等幅広く対象としていただくようお願いします

※4 陽性者との最終接触日の翌日から7日間を健康観察期間といいます

※5 高齢者や基礎疾患を有する方など、感染した場合に重症化リスクの高い方をいいます



医療への負荷軽減にご協力をお願いします

令和4年11月29日 長野県

ご自身の重症化リスクの確認を！

重症化リスクが高い方に該当する疾患等は次のとおりです。

65歳以上、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、糖尿病、脂質異常症、臓器の移植・免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他による免疫機能の低下、喫煙歴、妊婦、肥満（BMI：30以上）

○重症化リスクが高い方等は最大限警戒してください。

- ・ 重症化リスクが高い方及びその同居者・身近で接する方は、マスクを外しての会話や換気が不十分な場所等、感染リスクの高い場面・場所を最大限避けてください。
- ・ 重症化リスクが高い方は、のどの痛みや発熱など、体調に異変を感じたら、診療・検査医療機関に相談の上、速やかに受診してください。

○重症化リスクが低く軽症の方はセルフメディケーション※をお願いします。

※自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること
できるだけ検査キット（薬事承認された抗原定性検査キット）による自己検査をお願いします。陽性になった小学生～64歳の方は、軽症者登録センターへのオンライン登録をお願いします。

体調に異変を感じたら外出は控えて！

のどの痛みや発熱などの症状がある場合は、感染拡大を防ぐためにも、外出は控えてください。

限りある医療資源の有効活用にご協力を！

- ・ 重症化リスクが低く軽症の方は、体調に異変を感じたり、陽性となった場合は、解熱鎮痛薬等を服用して様子を見ていただき、特に休日夜間の受診はできるだけ控えてください。
- ・ 救急外来・救急車の利用は、真に必要な場合としてください。

新型コロナ及びインフルエンザワクチンの接種検討を！

医療現場の負担軽減のためにも、この機会に接種の検討をお願いします。特に、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方等には、新型コロナウイルスワクチンの接種を強く推奨します。

新型コロナ検査キットや解熱鎮痛薬等の準備を！

発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ、薬局等で新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等を購入し、自己検査やセルフケアに備えていただくようお願いいたします。

～協会からのお知らせ～

- 長野県の「『新型コロナ第8波克服』県民共同宣言」に賛同し、協会の取り組みを加え、11月25日、当協会として、「新型コロナ第8波克服県民共同宣言」を協会ホームページに掲載しました。
次ページに掲載しましたので、ご覧いただくとともに、一丸となって、基本的な感染防止対策を継続するとともに、内容の周知にご協力をお願いします。
- 協会の会員限定の新規事業「環境課題解決研究会（第1回）」を11月22日（火）午後3時からオンラインで開催しました。テーマを「排水処理における大腸菌群について」に設定、冒頭、県水大気環境課から環境基準の見直しの背景や今後の排水基準改正に向けた国の検討状況等を説明いただき、当協会の技術専門委員の大腸菌群の処理、日頃の管理の講義、参加者のグループに分かれた懇談など全体90分の時間制約の中で有意義な懇談の時間となりました。
- 当協会主催研修会も来年1月開催する「令和4年度化学物質管理関連研修会（オンライン研修会）」を残すのみとなりました。この研修会は、既に、催行最少人数以上の申し込みがあり、開催が確定しています。まだ、数名の参加が可能です。表紙裏に案内を掲載していますのでご覧ください。

☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

ウィズコロナ政策により国内外で行動制限が緩和される中、オミクロン株など変異株を原因とする感染第8波が押し寄せています。ロシアのウクライナ侵攻や中国の社会経済状況の影響もあり、様々な場面で物価上昇、原材料不足など、暗闇から抜け出せない状況が続いています。

本年度協会事業計画の中で唯一の新規事業である「環境課題解決研究会」を開催することができました。ほぼ半世紀前に中小企業公害防止協会として発足した当協会として、大変重要で、大切な研究会であると認識しています。関係行政機関である県水大気環境課（旧・公害課）にも協力いただき、当協会の環境、今回は、特に排水処理に詳しい技術専門委員、協会理事にもアドバイザーとして参加いただきました。参加者のご意見を踏まえ、この研究会が会員の皆様により有益なものになるよう継続して参ります。

協会活動へのご意見・ご提案をお待ちしています。（専務理事 古川雅文）

「新型コロナ第8波克服」県民共同宣言

私たちは、新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めをかけ、医療のひっ迫を防ぐとともに、社会経済活動を維持しながら第8波を克服するため、以下の取組を率先して行います。

1 高齢者をはじめ重症化リスクが高い方*を守ります

- 重症化リスクが高い方と身近に接する際は、感染させないよう最大限注意します
- 発熱等の症状があるとき
重症化リスクが高い場合：医療機関へ相談の上、速やかに受診します
重症化リスクが低い場合：自己検査や軽症者登録センターの活用、自分自身での体調管理により、医療への負荷軽減に協力します

*重症化リスクが高い方：65歳以上の高齢者、基礎疾患・喫煙歴がある方、妊婦、肥満（BMI30以上）の方など

2 新型コロナワクチンの接種に協力します

- 前回接種から3か月経過したら、オミクロン株対応ワクチンの接種を積極的に検討します
- 季節性インフルエンザワクチンの接種もあわせて検討します

3 社会経済活動をできるだけ維持します

- 節度を守り感染防止の工夫をしながら社会経済活動の維持に努めます

4 基本的な対策を怠りません

- 「感染しない、感染させない」ことを強く意識し、十分な換気、会話の際のマスク着用、手指消毒等の対策を徹底します
- あらかじめ新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬を準備します

5 誹謗中傷や差別的言動は、絶対に許しません

6 私たちの取組

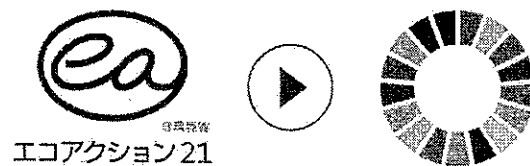
- ・ 基本的な感染対策の徹底を会員事業所へ呼びかけます
- ・ 協会事務局では、業務中、適切な常時換気、暖房、服装（ウォームビズ）で快適な環境を維持します

宣言者名 一般社団法人 長野県産業環境保全協会

2050 カーボンニュートラル
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために
「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



企業の体幹を強化し、
持続可能な未来へ



一般財団法人 持続性推進機構
Institute for Promoting Sustainable Societies